

令和3年

11月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和3年11月定例総会 会議録

1 日 時 令和3年11月15日（月） 午前9時30分 開議

2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール

3 出席委員（28名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
			11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（1名）

10番 五十嵐直太郎 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 遠田 博 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 佐藤輝一
専門員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
3. 解約
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第48号 農用地利用集積計画について
議第49号 令和4年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、令和3年11月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、齋藤均会長職務代理者が挨拶を申し上げます。

○齋藤会長職務代理者

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めることとなっております。また、会長が欠席したときは、職務を代理することとなっております。

それでは、齋藤会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、10番、五十嵐直太郎委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、11番、川村恵実委員、13番、池田憲一委員の両名にお願いいたします。

◎報 告 事 項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について11件、2、地目変更登記に係る照会に対する回答について4件、3、解約8件、4、農地法第18条第6項の規定による通知受理について62件、以上85件について農地係長が報告いたします。

○阿彦主査兼農地係長

(報告事項を朗読説明する)

報告事項は以上です。

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請については、9件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議案書25ページです。議第47号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

このたび、農地法第3条の規定による許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田48番でございます。渡人と受人の関係は親子になります。このたび年金を伴わない経営移譲によりまして、園芸関連の補助事業のために使用貸借権の設定を行うものでございます。期間は10年となります。

続いて、酒田49番です。こちらの関係性も親子になります。このたび経営継承のため、農業者年金を伴わない使用貸借権の設定となります。期間は30年です。

26ページをお開きください。

酒田50番から次のページの酒田55番まで、すべて貸借案件となります。それぞれ、地目に応じて参考賃借料に準じた賃借料となっております。なお、酒田50番について申し上げますと、昨年に新規就農した方ですが、遊佐町でも70アールの経営面積があり、50アール要件は満たしております。10アール当たり4,000円で契約年数は1年となります。

続いて、酒田52番から酒田55番まで、こちらが貸借料が10アール当たり1万1,000円、期間は10年となるものでございます。

○八幡総合支所 後藤専門員

続きまして、八幡6番、親子になります。農業者年金の経営移譲の再設定で10年の使用貸借権設定になります。以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

11月10日に第6班による農地調査委員会を行っております。

議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
お願いします。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

酒田50番の受人についてお尋ねしたいと思います。たしか、この方は新規就農をしたと記憶しています。年齢は40代だったと思いますが、契約年数が1年ですが、この場所でまず状況を見るというようなことで、1年にしているものでしょうか。

○齋藤 均 議長

事務局、お願いします。

○阿彦主査兼農地係長

まず最初の就農時には3年の借り受けを目安とする内規はあるんですけども、就農実績が出てからは期限の目安は特にございませんで、今回は耕作者意向によって1年ということで聞いております。

○14番 土田治夫委員

ありがとうございます。新規就農の場合、我々が心配しているのが、就農した方もそれなりにちゃんと経営判断もできて、そのため、もしかしたら辞めるというのものもあるかもしれません。辞めるとなった場合、地元の農業委員に誰か次の耕作者探しをお願いしますとなって、我々もできる限りは努力するんですけども、その際の大変さがあるわけなので、そういったところを見極めていくことが必要と思います。

まずできるだけ継続して営農できるような支援を我々もしていかななくちゃならないと思いますし、ご本人の努力も不可欠かなと思いますので、これから農業の新規就農に入ってくる方々がいっぱいいると思いますけれども、その辺、我々も考えて支援していくことが求められると思います。

○齋藤 均 議長

営農計画書の提出もあるわけですけども、新規就農者に対しては、もう一言、事務局。

○阿彦主査兼農地係長

この方については、地元委員にもご心配と連絡調整をいただきながら、規模拡大の農地契約を進めているところなんですけれども、借受希望地は、自分で現地を見てきて、図面上でその場所の特定と所有者を調べてから、その後に当事者となる方々どうして相談していただくため、農業委員会で段取りを調整する状況でございます。

土地所有者は営農経験の浅い方に農地を貸すこととなりますので、いずれにしても、適正に農地管理をしていただく必要があるものです。

○齋藤 均 議長

これからもこういうことは出てくるとは思いますけれども、土田委員よろしいですね。
では、進めます。
ほかにご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。議第47号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第47号については許可決定といたします。

◎議第48号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第48号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第48号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転3件、(2)所有権の移転(同時設定の特例)1件、(3)所有権の移転(中間管理事業、同時設定の特例)1件、(4)利用権の設定8件、2、農地中間管理事業(1)利用権の設定293件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議第48号 農用地利用集積計画についてです。

なお、今回ご審議いただく計画の全件につきましては、要件欄に記載がありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員から、あらかじめ確認をしていただいております。

1、西荒瀬2番です。土地の地目に山林が含まれておりますが、現況は畑となっているところでございます。この箇所と地目が田の箇所では対価が異なっております。畑の状態の箇所は120,660円。また、田の中の1筆については、現況が畑であることから10アール当たり35万円、それ以外の田は70万円。総額で493万800円で計画しております。移転時期、支払い時期は11月19日の予定です。
続きまして、松山、お願いします。

○松山総合支所 門協調整主任

松山2番、松山3番、関連で同じ受入です。松山2番、10アール当たりの価格は35万。総額で10万8,150円となります。移転時期、支払い時期は令和3年11月30日を予定しております。受入は認定農業者となっております。こちらは、もともとは先ほど18条6項で解約した方が耕作していましたが、来年以降は耕作できない旨の申出があったため、当該農地の近隣の耕作者であります受入にあっせんすることになったものです。

松山3番、10アール当たりについては35万、総額で22万6,100円となっております。移転時期、支払い時期は、松山2番と同じ令和3年11月30日を予定しております。こちらも同じような事情で、受入が買い受けることになったものです。以上になります。

○阿彦主査兼農地係長

続いて、29ページです。

1番、一般事業、(2)所有権の移転(同時設定の特例)となります。10アール当たり対価が65万円、総額で539万6,950円の売買となるものです。移転時期、支払い時期は11月25日となります。受入が法人の構成員でありますので、同時設定の特例を適用いたします。そのため、こちらの受入が所属している法人に同時に貸し付けます。10アール当たり1万1,000円で10年間の貸し付けです。それでは、30ページをご覧ください。

1番、一般事業、(3)所有権の移転、こちらは中間管理事業での同時設定の事業となります。10アール当たり対価が60万円、総額では537万2,400円になります。移転時期、支払い時期は11月18日の予定です。その下段、中間管理事業での貸し付けです。10アール当たり単価が1万1,000円。11月30日から10年間の賃貸借になります。31ページになります。

1番、一般事業、(4)利用権の設定です。酒田地区の案件は議案書のとおりで、特筆すべき事項はございません。

○八幡総合支所 後藤専門員

32ページです。補足点は八幡74番は先ほど18条6項で解約のあったものを別の方が新規に借り受けるもの。八幡75番の賃借料0円の田については、水利がなく荒れている状況のため、保全管理のため使用貸借を行うものです。

○阿彦主査兼農地係長

続きまして、33ページをご覧ください。2. 農地中間管理事業(1)利用権の設定です。

農地中間管理事業につきましては、酒田市農地集積センターの支店会議におきまして、そのマッチング案を作成しており、その内容は8月31日に取りまとめた本店会議の書面決議において原案どおり決定いただいております。その内容が33ページから96ページまで掲載しているものでございますので、詳細な説明は割愛させていただきたいと思っております。

なお、令和3年度から山形県内の農地中間管理事業について、出し手と受け手を組み合わせて公告を行う一括方式となります。

今回の貸し付け面積は、984筆の2,420,405㎡です。そのうち法人の借り受けは、面積としては551,815㎡、割合は23%で25法人になります。

酒田管内での特筆事項としては、この度の契約開始時期が令和3年11月のものと令和4年4月以降のものがありますが、農地集積・集約化対策事業費補助金申請にかかる契約については、年内の契約始期であることが必要であるため11月18日の始期となっております。それ以外は、従来の契約の期限が満了するタイミングでの始期を設定しております。

○八幡総合支所 後藤専門員

70ページの八幡16番から77ページの八幡43番までです。八幡36番と八幡43番が5年契約となっております。

○松山総合支所 門協調整主任

松山については、77ページから91ページまでです。借受人のほかの契約終期に合わせて、10年以外の契約年数は、松山52番、53番、54番、55番、63番、80番、85番、93番、103番となっております。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田は、91ページから96ページです。平田35番について、12,659円の10アール単価ですが、総額では1,000円となります。同じページの平田38番、9年とありますが、こちらは借受人のほかの契約の終期と合わせているものです。以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第48号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では特に問題はないとの意見であることを報告いたします。

○齋藤 均 議長

議案の件数が多いため、審議の前に審査のための時間を設けたいと思っております。

2分間、各自黙読をお願いいたします。(黙 読)

それでは質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。議事参与制限に該当する案件として、3番、池田良之委員、7番、五十嵐弘樹委員、12番、池田耕委員、14番、土田治夫委員、16番、飯塚将人委員、20番、佐藤耕造委員、21番、兼山宏勝委員、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員、28番、大場重樹委員が該当する案件があります。

10名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○齋藤 均 議長

それでは、再開します。

議事参与制限に係る案件について、議案書のページと番号を申し上げます。

議案29ページ、同時設定、本楯1番、30ページ、中間管理事業、同時設定、北平田1番、34ページ、利用権の設定、南遊佐16番、39ページ、本楯20番、45ページ、北平田28番から48ページ、北平田39番まで、51ページ、中平田34番、53ページ、酒田13番、酒田14番、56ページ、新堀26番、新堀28番、58ページ、新堀36番、新堀38番、75ページ、八幡37番、84ページ、松山77番、92ページ、平田19番、平田20番、93ページ、平田24番、94ページ、平田27番、96ページ、平田38番について、ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、所有権移転の同時設定、本楯1番、中間管理事業、同時設定、北平田1番、利用権の設定の南遊佐16番、本楯20番、北平田28番から北平田39番、中平田34番、酒田13番、酒田14番、新堀26番、新堀28番、新堀36番、新堀38番、八幡37番、松山77番、平田19番、平田20番、平田24番、平田27番、平田38番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案30件について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、これら30件について、計画決定といたします。

ここで、3番、池田良之委員、7番、五十嵐弘樹委員、12番、池田耕委員、14番、土田治夫委員、16番、飯塚将人委員、20番、佐藤耕造委員、21番、兼山宏勝委員、26番、後藤保喜委員、27番、佐々木治人委員、28番、大場重樹委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○齋藤 均 議長

再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議します。ご質問、ご意見のある方、お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。

以上により、議第48号については全て計画決定となりました。

続きまして、議第49号 令和4年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第49号 令和4年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金については、農地法及び農業委員会等に関する法律の規定により、令和4年度に適用する内容を定めて情報提供を行おうとするものです。詳細について説明いたします。

○阿彦主査兼農地係長

議第49号 令和4年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金について、97ページです。

参考農作業賃金が上段、その下段に参考農作業料金を記載してございます。

このたびの改定に当たりましては、主な変更点としまして最低基準賃金の改定による1時間当たりの作業賃金の上昇とそれに伴う農作業料金の人件費部分の上昇です。また、肥料や農薬などの資材の値上がりに伴って、資材の市場価格での積算となっているものでございます。大農機具では大きな増額はございません。

○齋藤 均 議長

農業振興委員長の土田委員からも説明をお願いします。

○14番 土田治夫委員

先月の協議会で皆さんのほうから何か意見があればということでお話ししておりましたけれども、あくまでも参考というような基準額ですので、それぞれ皆さん、多分、地元の独自の基準もあるんじゃないかなと思います。

ただ、皆さんもご存じのように、今、ガソリン、軽油もすごく上がっております。農機具も早いものは11月1日から値上がりして、肥料もかなり上がっているということで、来年、10%ぐらい上がるんじゃないかというようなことが話題になっております。令和4年度中がそういう状況だと、令和5年度にはそれが反映されることも考えられます。今回は令和3年8月時点の数値を基に出しておりますので、その辺はご了承していただきたいなと思います。

本当に燃料、灯油も値が上がって、我々の経営を圧迫しているわけですが、さらに米価がかなり下がっているわけですが、ここを踏ん張りどころだと思って、皆さんはじめ農家の方々からも頑張っていたいただきたいなと思います。以上です。

○齋藤 均 議長

質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。

議第49号 令和4年度酒田市参考農作業賃金・参考農作業料金についてを原案のとおり決定し、情報提供することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第49号については決定といたします。

閉 会

以上をもちまして、令和3年11月定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午前10時21分 閉会)